

Zenken通信 (vol. 30)

▽ 今回のお届け情報

Title: 福岡県「最低制限価格 新基準に引き上げ」

Outline

添付資料P1～3

- 福岡県は、工事品質の確保を図るとともに、建設作業員の賃金低下や労災発生の防止のため、最低制限価格等の算定基準を新中央公契連モデルに準じて改正した。これにより、従来は77%程度だった土木一式工事の最低制限価格は、約7%引き上げられ84%程度となる見込み。
- また、建設工事競争入札参加資格者の格付基準について、平成20年4月の経営事項審査（経審）の改正により、小規模な県内企業の多くが経審点数が低下していることから基準数値を引き下げた。
さらに、工事成績の評定対象期間について、公共投資減少に伴う受注実績の減少を考慮し、これまでの1年間から2年間に見直した。

[最低制限価格の算定基準の見直し]

1. 設定範囲 $6.5/10 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

2. 算定式

・ 直接工事費	$\times 1.0$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.95}$
・ 共通仮設費	$\times 1.0$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.90}$
・ 現場管理費	$\times 0.2$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.70}$
・ 一般管理費	$\times 0.0$	$\Rightarrow$	$\underline{\times 0.30}$

《福岡県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

九建日報

21.5.-1

最大90%へ引上げ

最低制限価格範囲を改定

福岡県

福岡県は28日、公共調達システム改革推進本部会議を開き、最低制限価格の設定範囲について予定価格の100分の70から100分の90までとし、算定式も見直すことを決めた。5月1日以降、入札参加業者に最低制限価格等を通知するものから適用する。また、建設工事の電子入札を7月から予定価格2000万円以上、業務委託全ての競争入札に拡大する。

最低制限価格の設定範囲は現在、予定価格の100分の65から100分85までとしているが、これを予定価格の100分の70から100分の90までにする。また、算定式も平成21年4月改正の最新の中央公算連チルに改正する。現行の直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×1/5を、直接工事費×9/5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×7/10＋一般管理費×3/10に見直す。算定式の見直しにより、建築一式工事のほとんどが福岡県財務規則の規定する最低制限価格の設定範囲の上限額を超えるため、同規則の一部を改正する。

県では、工事品質を確保するに当たり、建設作業員の賃金低下や労働災害発生防止のため、見直しとしており、5月1日以降、入札参加業者に最低制限価格を通知するものから適用する。

低価格入札の調査基準に

ついて、最低制限価格の設定が無い政府調達協定の対象となる大規模工事（26億3000万円以上）については、低価格入札の調査基準価格を財務規則で規定しているが、最低制限価格の設定範囲の改正に合わせて、低価格入札の調査基準価格の設定範囲等も100分の50から100分の80まで、100分の70から100分の90までに改正する。適用開始は5月1日以降。

電子入札については現在、予定価格5000万円以上の建設工事、1000万円以上の測量・設計等の業務委託を対象に実施している。7月からは予定価格2000万円以上の建設工

事、建設工事に係る業務委託は全ての競争入札に対象を拡大する。10月までは試行期間として紙入札併用で行う。10月からは全面実施とするが、電子認証登録申請中の事業者について、紙入札を認める緩和措置を講じる。2000万円未満の建設工事については22年度以降、実施できるような準備を進めている。

県では、5月18日の飯塚地区を皮切りに県内5会場で行われる。5月8日まではインターネットまたはFAXで参加申込みを受け付ける。福岡県の競争入札参加資格を有する事業者で、これまでに電子入札説明会に参加したことがない者が

対象となっている。説明会の問い合わせは、電話09-21651111、1番

(代表)、建築都市部建築都市総務課総務係、内線46

24、農林水産部農山漁村振興課入札係、内線387

1、県土整備部企画交通課技術調査室契約班、内線381。

土木で7%引き上げ

福岡県 最低制限価格見直し

5月から適用

福岡県は28日、公共調達のシステム改革推進本部（本部長・山崎建典副知事）第6回会議を開き、写真、県発注の建設工事の最低制限価格を、4月から適用する。改正の公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）土木一式で7%程度、建築一式で3%程度の最低制限価格引き上げを見込む。



見直しは、工事品質の

確保を図り、下請け業者へのしわ寄せや安全対策の不備を防ぐことなどが目的。

県がこれまで適用していた最低制限価格の算定式は、86年の中央公契連モデルで「直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の20%」。改正後は「直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費

の70%＋一般管理費等の30%」となる。

県によると見直しにより、これまで77%程度だった土木一式の最低制限価格は84%程度になる見込み。

また、直接工事費の割合が大きい建築一式について、ほとんどがこれまでの最低制限価格の設定範囲である予定価格の65

～85%の上限を超えるため、設定範囲を5%引き上げ、70～90%に改正する。

最低制限価格にあわせ、低入札価格調査の基準価格の設定範囲も改正する。

会議では建設工事関連の電子入札を7月から拡大することでも了承した。予定価格5000万円以上

上で実施している建設工事は2000万円以上、1000万円以上で実施している業務委託はすべての案件に拡大する。7月から10月までは試行期間とし、紙入札を併用。10月以降は電子認証登録申請中の事業者には紙入札を認める緩和措置を講じる。

